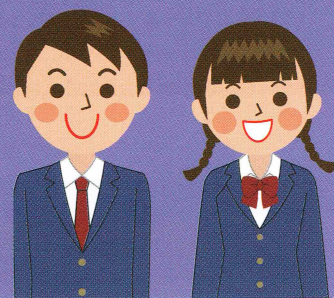


私立高校の生徒・ 保護者の皆さんへ



令和5年度 私立高校就学支援金等 支援制度のご案内

山形県では、私立高校で学ぶ生徒の皆さんのために、国の就学支援金制度とあわせて、経済的負担を軽くして修学を継続できるように、以下の制度を設け、支援しています。

※高校と同等程度の専修学校高等課程や各種学校に通う生徒も対象となります。

1 授業料等の軽減

1 授業料負担軽減のための補助

「国の就学支援金」と「県の授業料軽減事業費補助金」で補助を行います。
(返済不要です。)

●支給方法

学校設置者(学校法人等)が補助金を受け取り、授業料に充当します。

保護者が直接受け取るものではありません。

※私立高校によっては、先に授業料を全額徴収し、補助金相当額を還付する方法をとっている場合があります。御不明な点は、直接私立高校に御確認ください。

●必要な手続き

申請書及び保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類(マイナンバーカードの写し、マイナンバーが記載された住民票等の写し等)を私立高校に提出していただきます。

※提出期限等は私立高校の指示に従ってください。

※国の就学支援金の申請については、オンライン化されているため、パソコンやスマートフォン等を使用し、入力していただきます。

●対象となる世帯・減免の月額

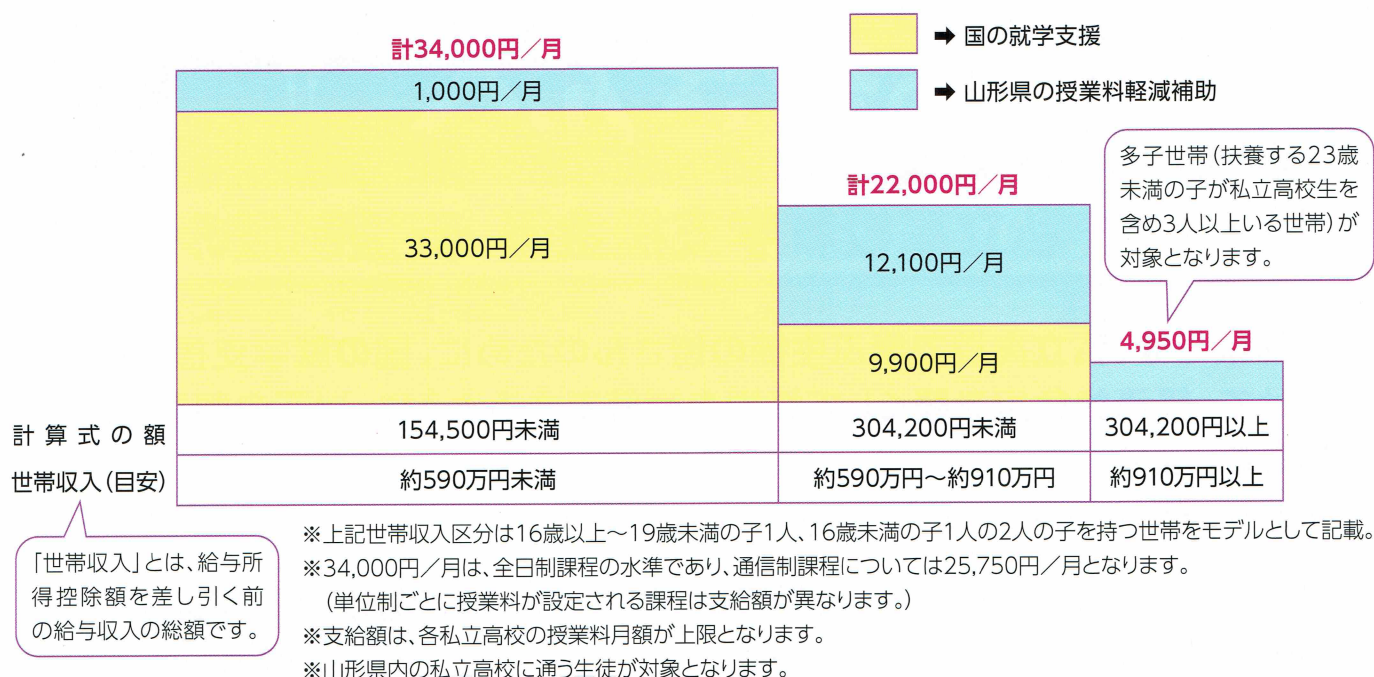
世帯収入により、補助の月額が決まります。(原則「両親の合計」で算定)

詳しくは、次ページの表を御覧ください。

●家計急変時への支援

保護者の所得が大きく減った場合、年度途中で新たに支給(又は、補助額の増)が認められる場合がありますので、私立高校に御相談ください。

就学支援金・授業料軽減事業費補助金の支給額(月額)



正確な基準としては、次の計算式により算定します。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

上記による算出額<154,500円…34,000円/月に該当

上記による算出額<304,200円…22,000円/月に該当

※政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じて計算

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。
 (マイナンバーカードが必要です。)



マイナポータルHP

お問い合わせ窓口

○申請の時期や手続き方法、授業料の支払に関することは、各私立高校の事務室にお問い合わせください。

2 入学時納付金に対する補助

●対象となる世帯

生活保護世帯・交通遺児等に該当する世帯

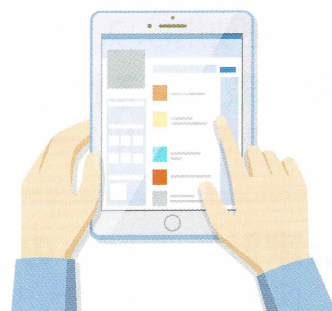
●減免額

入学時納付金のうち、生活保護費で支給される額を除く全額
 (返済不要です。)

●必要な手続き

申請書類の提出が必要となります。

(提出期限等は私立高校の指示に従ってください。)



2 授業料以外に対する支援

1 奨学のための給付金

授業料以外の教育費を軽減するため、国の「高校生等奨学給付金」制度を活用し、「山形県私立高等学校等奨学のための給付金」を支給します。

(返済不要です。)

●対象となる世帯

保護者等(原則「両親」)の都道府県民税所得割と市町村民税所得割*が非課税である世帯(「生業扶助」受給世帯を含む)

※市町村が発行する住民税課税決定通知書等に記載されておりますので、御確認ください。

●給付額

世帯状況	給付額(年額)
生業扶助受給世帯【全日制・通信制】	52,600 円
都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税である世帯【全日制】	137,600 円
都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税である世帯【全日制】 ※15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合	152,000 円
都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税である世帯【通信制】	52,100 円

●必要な手続き

入学後に私立高校まで申請書等を提出していただきます。

※**私立高校から手続きの案内があります**ので、そちらに従ってください。

※私立高校の所在地にかかわらず、**保護者の在住する都道府県から支給されます**。

山形県以外の方は、保護者がお住まいの都道府県庁(「私立高校の高校生等奨学給付金担当」)
にお問い合わせください。

2 通信制課程教科書等給与事業

働きながら県内の私立高校の通信制課程に学ぶ生徒の教科書等が学校から給与される事業です。

●対象となる生徒

定職に就いている者又は1年間に150日以上かつ500時間以上のパート又はアルバイトに就いている者

●給与対象

履修に必要な教科書及び学習書(全部)

●必要な手続き

申請書類の提出が必要となります。(提出期限等は私立高校の指示に従ってください。)



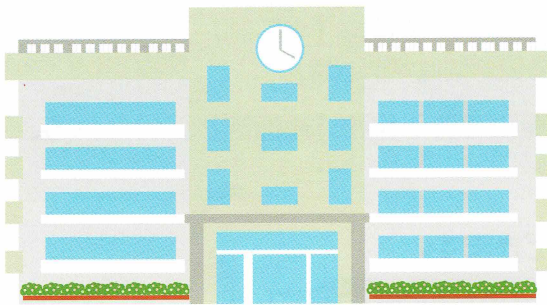
3 奨学金の貸与

勉学意欲がありながら、経済的理由により高校での修学が困難な生徒を支援するために、奨学金を**貸与**します。(募集期間：毎年4月～6月中旬)

制 度	利 子	貸与資格等
高等学校奨学金 育 英 奨 学 金	無利子	学力基準を重視
高等学校奨学金 特別貸与奨学金	無利子	家計基準を重視

貸 与 月 額		
公立等	自宅通学・・・18,000円	自宅外通学・・・23,000円
私 立	自宅通学・・・30,000円	自宅外通学・・・35,000円

「3 奨学金の貸与」に関する問い合わせは
在学している私立高校にお問い合わせください。



お問い合わせ窓口

各私立高校の事務室にお問い合わせください。

○**各種補助を受けるためには、申請が必要です。**

- ・各私立高校から手続きの案内がありますので、そちらに従ってください。
 - ・申請がない場合は受給できません。
- また、申請が遅れた場合、全額を受給できないことがあります。

○**申請時に虚偽の記載等があった場合、刑罰に処されることがあります。**

発行：山形県総務部 学事文書課 私学宗務担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 電話 023-630-2191・2670

